

取政倫審発第4号  
令和3年11月29日

取手新時代をひらく会

代表者 藤井 信吾 様  
会計責任者 榊井 好 様

取手市政治倫理審査会  
会長 高久 匡志

取手市政治倫理審査会における調査請求案件に係る調査について

標記の件につきまして、現在、取手市政治倫理条例第14条第1項の規定に基づく調査請求が提出されており、現在、当審査会において調査を行っています。

この調査に関し確認の必要が生じていることから、下記の事項につきまして、同条例第11条第2項の規定に基づく必要な調査として、貴団体に本文書をもって確認させていただきます。

御多用の折、また期間が短く誠に恐縮ですが、令和3年12月7日（火・必着）までに、文書にて当審査会まで御回答くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、この調査に対する回答は義務ではありませんが、審査会の審査に必要な範囲で行っているものであり、審査会として判断するために必要な調査ですので、できる限り御協力ください。

参考となる条文を添付させていただきますとともに、本調査に対し確認されたい事項等がありましたら、末尾連絡先まで御連絡ください。

記

- 1 政治資金規正法に基づいて貴団体が作成し、貴団体の会計責任者から茨城県選挙管理委員会に報告されています「平成29年分」及び「令和元年分」の政治資金に係る「収支報告書」において、                    氏から金銭の寄附を受けた旨が平成29年分において1件（平成      年  月  日           円）、令和元年分において合計2件（平成      年  月  日           円、令和  年  月  日           円）の計          円）記載されています。

この■■■■氏の住所について、いずれも■■■■氏が代表取締役を務める株式会社の住所と同一の住所が記載されていますが、貴団体として、この寄附金については、■■■■氏個人からの寄附として受けた認識ですか。それとも、■■■■氏が代表取締役を務める株式会社からの寄附として受けた認識ですか。

- 2 ■■■■氏から寄附金を受領した際、上記3件の寄附者の住所について、それぞれどのように■■■■氏から確認しましたか。また、寄附の申出や寄附金の受領に関する書類の作成者・記載者は、貴団体と■■■■氏のどちらですか。
- 3 ■■■■氏から受領した寄附金の内容を貴団体の政治資金収支報告書に記載した際、何をもとにして■■■■氏の住所を記載しましたか。
- 4 上記3件の寄附に係る税法上の寄附金控除のための書類を貴団体として交付していますか。交付している場合には■■■■氏に交付した書類の控えを、交付していない場合には■■■■氏からの寄附の受領に関する書類（台帳等）の写しを御提出ください。
- 5 ■■■■氏から寄附を受けた経緯をお教えてください。

<問い合わせ先>

総務課 担当：松崎，山本，沖淵

TEL：0297-74-2141 内線1125

FAX：0297-73-5995

E-mail：soumu@city.toride.ibaraki.jp

(参考条文) 取手市政治倫理条例 一部抜粋

(取手市政治倫理審査会の設置)

第11条 政治倫理確立のため必要な事項の調査、資産等報告書等の審査その他の処理を行うため、法第138条の4第3項の規定に基づき、取手市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、市民から第14条の規定による調査請求があった場合は、市長等及び議員から事情を聴き、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査をすることができる。

(3から8まで 略)

(市民の調査請求権)

第14条 市民は、次に掲げる場合にあつては、これを証する資料等を添え、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては市議会議長(以下「議長」という。)に対し、調査を請求することができる。

- (1) 閲覧に供された資産等報告書等に疑義があるとき。
- (2) 市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあるとき。
- (3) 市長等又は議員が第19条第1項の規定に違反する疑いがあるとき。